

平成 29 年 3 月 31 日

入札参加登録企業 各位

都市政策部技術管理センター
技 術 管 理 課

平成 29 年度 土木積算基準における諸経費率の改定について
(お知らせ)

改正品確法の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、国土交通省では平成 29 年 4 月 1 日から適用する積算基準の改定を公表しました。

新潟市では、新潟県土木部と同様に平成 29 年 4 月 1 日から適用する土木工事等の積算基準において諸経費率等を改定することをお知らせします。

これに伴い新潟市が発注する土木工事等の適用については、下記のとおりとします。

記

1 改定図書

土木積算基準（平成 28 年 10 月 30 日以降適用）

・〔1 一般土木〕第 I 編 総則

2 改定内容

別紙（改定資料）のとおり

3 適用日

平成 29 年 4 月 1 日以降入札に係る公告及び通知する工事及び委託
から適用します。

問合せ先 新潟市都市政策部技術管理センター技術管理課 積算情報担当（電話 025-226-3081）

積算基準〔1-一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成29年4月1日以降適用）																																																															
I-2-②-7	<p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>共通仮設費率の補正については、「1）大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2）施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。</p> <p>ただし、1）及び2）の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数の大きい方を適用するものとする。</p> <p>1）大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ 大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第3表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">大都市</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 大都市の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>大 都 市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。</p> <p>市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人工密度が4,000人/k㎡以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>※東京特別区、横浜市、大阪市については、鋼橋架設工事のみ。</p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において施工地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。</p> <p>ハ) 共通仮設費（率分）の計算</p> <p>共通仮設費（率分）＝ 対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×大都市を考慮した補正係数</p> <p>ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表、第3表）による。</p>	施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市	鋼橋架設工事	1.5	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合は、別表第1（第1表～第5表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <p align="center">表-2 地域補正の適用</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大都市(1)</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="3">東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2.0</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">大都市(2)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1.5</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">市街地(DID補正)(1)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">大都市(1)、(2)の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1.3</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(の車道)において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>市街地(DID補正)(1)以外(※)</td> <td>市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>人事院規則における特殊勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人工密度が4,000人/k㎡以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1	電線共同溝工事	道路維持工事	大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	大都市(1)、(2)の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(の車道)において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4	一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5	市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特殊勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7
施工地域区分	工種区分	補正係数																																																															
大都市	鋼橋架設工事	1.5																																																															
	舗装工事																																																																
	電線共同溝工事																																																																
	道路維持工事																																																																
適用条件			補正係数	適用優先																																																													
施工地域区分	工種区分	対象																																																															
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1																																																													
	電線共同溝工事																																																																
	道路維持工事																																																																
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2																																																													
	舗装工事																																																																
	電線共同溝工事																																																																
	道路維持工事																																																																
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	大都市(1)、(2)の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3																																																													
	舗装工事																																																																
	電線共同溝工事																																																																
	道路維持工事																																																																
	橋梁保全工事																																																																
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(の車道)において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4																																																													
一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5																																																													
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6																																																													
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特殊勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7																																																													

削除

文言改定

施工地域区分改定

削除

次ページへ
文言改定

積算基準〔1-一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定 （平成29年4月1日以降適用）																								
I-2-②-8	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1(第1表～第5表)の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市 街 地</td> <td align="center">2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td align="center">1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地 方 部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td align="center">1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td align="center">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする</p> <p>市 街 地：施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。 D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/k㎡以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島：施工地域が国家公務員の寒冷地手当に関する法律における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1(第1表～第3表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align:center;">市街地</td> <td>鋼 橋 架 設 工 事</td> <td rowspan="5" style="text-align:center;">1.3</td> </tr> <tr> <td>橋 梁 保 全 工 事</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> </tr> <tr> <td>電 線 共 同 溝 工 事</td> </tr> <tr> <td>道 路 維 持 工 事</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ) 共通仮設費(率分)の計算</p> <p>共通仮設費(率分) = 対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)+施工地域・工事場所を考慮した補正値)</p> <p>共通仮設費(率分) = 対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)×施工地域・工事場所を考慮した補正係数)</p> <p>ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第5表による。</p> <p>※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市 街 地		2.0	山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0	地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼 橋 架 設 工 事	1.3	橋 梁 保 全 工 事	舗 装 工 事	電 線 共 同 溝 工 事	道 路 維 持 工 事	<p>ロ) 共通仮設費(率分)の計算</p> <p align="center">共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数</p> <p>ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表～第5表)による。</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、Krの端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2) その他</p> <p>設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																								
市 街 地		2.0																								
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0																								
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																								
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																								
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																								
市街地	鋼 橋 架 設 工 事	1.3																								
	橋 梁 保 全 工 事																									
	舗 装 工 事																									
	電 線 共 同 溝 工 事																									
	道 路 維 持 工 事																									
	削除																									
	<p>3) その他</p> <p>設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	番号改定																								

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁

現 行

改 定 （平成29年4月1日以降適用）

I-2-②-9

別表第1
共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以 下	600万円を超え10億円 以 下		10億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
河 川 工 事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海 岸 工 事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道 路 改 良 工 事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼 橋 架 設 工 事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋 工 事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗 装 工 事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公 園 工 事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電 線 共 同 溝 工 事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情 報 ボ ッ ク ス 工 事		18.93	494.9	-0.2091	6.50

第2表

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以 下	600万円を超え3億円 以 下		3億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
橋 梁 保 全 工 事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円 以 下	200万円を超え1億円 以 下		1億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
道 路 維 持 工 事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河 川 維 持 工 事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

番号改定

別表第1
共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以 下	600万円を超え10億円 以 下		10億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
河 川 工 事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海 岸 工 事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道 路 改 良 工 事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼 橋 架 設 工 事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋 工 事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗 装 工 事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公 園 工 事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電 線 共 同 溝 工 事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情 報 ボ ッ ク ス 工 事		18.93	494.9	-0.2091	6.50

第2表

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以 下	600万円を超え3億円 以 下		3億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
橋 梁 保 全 工 事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円 以 下	200万円を超え1億円 以 下		1億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
道 路 維 持 工 事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河 川 維 持 工 事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁

現 行

改 定（平成29年4月1日以降適用）

I-2-②-10

第4表

工種区分	適用区分	対象額	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		1,000万円以下			
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b		
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

番号改定

第5表

工種区分	適用区分	対象額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		3億円以下			
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b		
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88

第4表

工種区分	適用区分	対象額	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		1,000万円以下			
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b		
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

工種区分	適用区分	対象額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		3億円以下			
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b		
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成29年4月1日以降適用）									
I-2-②-37	<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第1（第1表～第5表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ハ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>現場管理費率の補正については、「1）施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「2）大都市を考慮した現場管理費率の補正」、又は「1）施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「3）施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。</p> <p>ただし、2）及び3）の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数の大きい方を適用するものとする。</p> <p>1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 緊急工事の場合</p> <p>緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第1表、第3表）の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="280 785 712 960"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大都市</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.2</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 大都市の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>大 都 市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。</p> <p>市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p>	施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市	鋼橋架設工事	1.2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第1（第1表～第5表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ハ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p>
施工地域区分	工種区分	補正係数									
大都市	鋼橋架設工事	1.2									
	舗装工事										
	電線共同溝工事										
	道路維持工事										

削除

次ページへ
施工地域
区分改定

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定 （平成29年4月1日以降適用）
---	-----	---------------------

I-2-②-38

- 3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正
 イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第1（第1表～第5表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。
 なお、電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値 (%)
市 街 地		1.5
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

- (注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。
 市 街 地： 施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
 山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特地勤務手当てを支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。
 地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。
 2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。
 一般交通の影響： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合
 を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合
 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合
 3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い
 工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

- ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、別表第1の現場管理費率標準値（第1表～第2表）に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼 橋 架 設 工 事	1.1
	橋 梁 保 全 工 事	
	舗 装 工 事	
	電 線 共 同 溝 工 事	
	道 路 維 持 工 事	

※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。

削除

- (3) 現場管理費率の補正
 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正
 イ) 緊急工事の場合
 緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。
 2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算
 イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第5表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市(1),(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	大都市(1),(2)の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(の車道)において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特殊勤務手当てを支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

- (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行		改 定 （平成29年4月1日以降適用）																							
I-2-②-39	<p>4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い</p> <p>1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。</p> <p>2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、公告又は指名通知時の市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）</p> <p>2) 上下水道料金</p> <p>3) 有料道路利用料</p>	番号改定	<p>3) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(4) 支給品の取扱い</p> <p>1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。</p> <p>2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、公告又は指名通知時の市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）</p> <p>2) 上下水道料金</p> <p>3) 有料道路利用料</p>																							
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">区 分</td> <td style="width:30%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td style="width:30%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">区 分</td> <td style="width:30%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td style="width:30%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																								
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																								
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																								
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																								
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																								
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																								
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																								
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																								
	<p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p> <p>2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>		<p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p> <p>2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>																							

積算基準〔1-一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成29年4月1日以降適用）																																																																																																																																						
I-2-②-40	<p>(7) 現場管理費の計算</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算</p> <p align="center">現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)+補正值}</p> <p>対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表、第3表）による。 補正係数は、(3)2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。</p> </div> <p align="right" style="color: red;">文言改定</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算</p> <p align="center">現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值) 現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)+補正值}</p> <p>対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第5表）による。 補正係数は、(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。</p> </div> <p align="right" style="color: red;">削除</p>	<p>(7) 現場管理費の計算</p> <p>1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算</p> <p align="center">現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率×補正係数)+補正值}</p> <p>対象純工事費：純工事費+支給品費 ただし、現場管理費率は、別表第2（第1表～第5表）による。 補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率Jの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>																																																																																																																																						
	<p>別表第1 現場管理費率標準値</p> <p>第1表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%;">工種区分</th> <th colspan="2" style="width:15%;">対象額</th> <th colspan="2" style="width:40%;">適用区分</th> <th rowspan="3" style="width:10%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">700万円以下</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">下記の率とする</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">A</th> <th style="width:10%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>42.02</td><td>1,169.0</td><td>-0.2110</td><td>14.75</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>41.29</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>26.90</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>32.73</td><td>80.0</td><td>-0.0567</td><td>24.71</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>46.66</td><td>276.1</td><td>-0.1128</td><td>26.66</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.09</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>39.39</td><td>622.2</td><td>-0.1751</td><td>16.52</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>44.58</td><td>1,281.7</td><td>-0.2131</td><td>15.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>41.68</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>58.82</td><td>2,235.6</td><td>-0.2308</td><td>18.72</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>52.66</td><td>1,570.0</td><td>-0.2154</td><td>18.08</td></tr> </tbody> </table> <p align="right" style="color: red;">番号改定</p>	工種区分	対象額		適用区分		10億円を超えるもの	700万円以下	700万円を超え10億円以下	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	A	b	河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88	海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57	道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71	鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66	P C 橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84	舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52	砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03	電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72	情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08	<p>別表第2 現場管理費率</p> <p>第1表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%;">工種区分</th> <th colspan="2" style="width:15%;">対象額</th> <th colspan="2" style="width:40%;">適用区分</th> <th rowspan="3" style="width:10%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">700万円以下</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">下記の率とする</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">A</th> <th style="width:10%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>42.02</td><td>1,169.0</td><td>-0.2110</td><td>14.75</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>41.29</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>26.90</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>32.73</td><td>80.0</td><td>-0.0567</td><td>24.71</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>46.66</td><td>276.1</td><td>-0.1128</td><td>26.66</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.09</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>39.39</td><td>622.2</td><td>-0.1751</td><td>16.52</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>44.58</td><td>1,281.7</td><td>-0.2131</td><td>15.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>41.68</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>58.82</td><td>2,235.6</td><td>-0.2308</td><td>18.72</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>52.66</td><td>1,570.0</td><td>-0.2154</td><td>18.08</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p>	工種区分	対象額		適用区分		10億円を超えるもの	700万円以下	700万円を超え10億円以下	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	A	b	河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88	海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57	道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71	鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66	P C 橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84	舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52	砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03	電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72	情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08
工種区分	対象額		適用区分		10億円を超えるもの																																																																																																																																			
	700万円以下		700万円を超え10億円以下	下記の率とする		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																		
		A					b																																																																																																																																	
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																				
河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88																																																																																																																																				
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																																																				
道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																				
鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66																																																																																																																																				
P C 橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																				
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																				
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																				
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																				
電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																																																																				
情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																																																																				
工種区分	対象額		適用区分		10億円を超えるもの																																																																																																																																			
	700万円以下	700万円を超え10億円以下	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																				
						A	b																																																																																																																																	
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																				
河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88																																																																																																																																				
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																																																				
道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																				
鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66																																																																																																																																				
P C 橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																				
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																				
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																				
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																				
電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																																																																				
情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																																																																				

積算基準〔1-一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁

現 行

改 定 （平成29年4月1日以降適用）

I-2-②-41

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
			A	b	下記の率とする
橋梁保全工事		63.10	1508.7	-0.2014	

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
			A	b	下記の率とする
道路維持工事		58.61	605.1	-0.1609	
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

第4表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
			A	b	下記の率とする
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

番号改定

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
			A	b	下記の率とする
橋梁保全工事		63.10	1508.7	-0.2014	

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
			A	b	下記の率とする
道路維持工事		58.61	605.1	-0.1609	
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

第4表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
			A	b	下記の率とする
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁

現 行

改 定 （平成29年4月1日以降適用）

I-2-②-42

第5表

対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム	33.08	166.5	-0.0828	26.20

番号改定

3) 現場管理費率の算定式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理費率（%）
 $N p$ ：純工事費（円）
 A, b ：変数値

- (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第5表

対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム	33.08	166.5	-0.0828	26.20

2) 現場管理費率の算定式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理費率（%）
 $N p$ ：純工事費（円）
 A, b ：変数値

- (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

積算基準〔1 一般土木〕第 I 編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成29年4月1日以降適用）
I-3-①-1	<p align="center">第3章 一般管理費及び工事日数</p> <p>① 一般管理費等</p> <p>1 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬 □ 一部改定</p> <p>(2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(6) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(7) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(8) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス、薪炭等の費用</p> <p>(10) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(11) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(12) 交際費 本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用</p> <p>(13) 寄付金</p> <p>(14) 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料</p> <p>(15) 減価償却費 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額</p> <p>(16) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(17) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(18) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(19) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(20) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(21) 雑費 電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p>	<p align="center">第3章 一般管理費及び工事日数</p> <p>① 一般管理費等</p> <p>1 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）</p> <p>(2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(6) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(7) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(8) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス、薪炭等の費用</p> <p>(10) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(11) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(12) 交際費 本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用</p> <p>(13) 寄付金</p> <p>(14) 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料</p> <p>(15) 減価償却費 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額</p> <p>(16) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(17) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(18) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(19) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(20) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(21) 雑費 電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p>

積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定 （平成29年4月1日以降適用）																																																				
I-3-①-2	<p>2 付 加 利 益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金 (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ハ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理費等の補正</p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 請負金額が1,000万円以上の場合、工事原価に補正率（別表第3）に乗じて得られた額（千円未満切り捨て）を契約保証費として一般管理費に加算して補正する。 (3) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (4) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -4.63586 \times \log(Cp) + 51.34242$ ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（単位円） (注) 1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ハ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>補正值(%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約約款第5条） （契約保証金として請負金額の10%以上を求める場合）</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。 （公共工事履行保証証券（付保割合契約金額の30%）の保証の場合）</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 当初請負金額が1,000万円以上の工事を対象として補正する。当初設計段階では請負金額が不明なので、契約保証費を含めない当初設計額が1,000万円以上の場合に補正を行い、契約保証費を計上する。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.03	1.04	1.03	1.01	保証の方法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約約款第5条） （契約保証金として請負金額の10%以上を求める場合）	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。 （公共工事履行保証証券（付保割合契約金額の30%）の保証の場合）	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p>2 付 加 利 益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金 （損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ハ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率＋契約保証費 （注）一般管理費等率は、「4一般管理費等率の補正 別表第1」による。</p> <p>4 一般管理費等の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</p> <p>1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 請負金額が1,000万円以上の場合、工事原価に補正率（別表第3）に乗じて得られた額（千円未満切り捨て）を契約保証費として一般管理費に加算して補正する。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合及び保証なし（前払金支出割合が0%）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -4.63586 \times \log(Cp) + 51.34242$ ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（単位円） (注) 1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ハ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%を超え5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>補正值(%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約約款第5条） （契約保証金として請負金額の10%以上を求める場合）</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。 （公共工事履行保証証券（付保割合契約金額の30%）の保証の場合）</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%	前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	保証の方法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約約款第5条） （契約保証金として請負金額の10%以上を求める場合）	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。 （公共工事履行保証証券（付保割合契約金額の30%）の保証の場合）	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																			
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																		
補 正 係 数	1.03	1.04	1.03	1.01																																																		
保証の方法	補正值(%)																																																					
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約約款第5条） （契約保証金として請負金額の10%以上を求める場合）	0.04																																																					
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。 （公共工事履行保証証券（付保割合契約金額の30%）の保証の場合）	0.09																																																					
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																																					
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																			
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																																			
前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																		
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																																		
保証の方法	補正值(%)																																																					
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約約款第5条） （契約保証金として請負金額の10%以上を求める場合）	0.04																																																					
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。 （公共工事履行保証証券（付保割合契約金額の30%）の保証の場合）	0.09																																																					
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																																					

一部改定

積算基準〔1-一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定 （平成29年4月1日以降適用）																										
I-9-①-1	<p>第9章 土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算</p> <p>① 土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算</p> <p>1. 対象となるイメージアップ内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する仮設備、営繕施設、安全施設のイメージアップ及び地域とのコミュニケーション等に関するものを対象とする。</p> <p>2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等でイメージアップの実施が困難なものと効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。</p> <p>3. 積算方法 (1) イメージアップ経費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ. 積算方法は以下のとおりとし、イメージアップ経費に計上するものとする。 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし K イメージアップに要する費用（単位：円、1000円未満切り捨て） i イメージアップ費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） $i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138}$ (Piが5億円を超える場合は0.69%とする) ただし、市街地についてはiに1.5%を加算する。 Pi : 対象額（直接工事費（工場製作にかかわるもの及び処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α : 積上げ計上分（単位 円、1000円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align:center;">イメージアップ費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th style="text-align:center;">地 方 部</th> <th style="text-align:center;">市 街 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center;">直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費</td> <td style="text-align:center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align:center;">$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138}$</td> <td style="text-align:center;">$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138} + 1.5$</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align:center;">0.69</td> <td style="text-align:center;">2.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるためイメージアップ率分で行うことが適当でない判断されるものとする。</p>			イメージアップ費率：i (%)		地 方 部	市 街 地	直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費	5億円以下の場合	$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138} + 1.5$	5億円を超える場合	0.69	2.19	<p>第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 対象となるイメージアップ内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等でイメージアップの実施が困難なものと効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。</p> <p>3. 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし K : 現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て） i : 現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi : 対象額（直接工事費（工場製作にかかわるもの及び処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α : 積上げ計上分（単位 円、1000円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align:center;">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th style="text-align:center;">大都市(1)、(2) 市街地</th> <th style="text-align:center;">左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center;">直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費</td> <td style="text-align:center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align:center;">$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$</td> <td style="text-align:center;">$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align:center;">1.73</td> <td style="text-align:center;">0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない判断されるものとする。</p> <p>ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>ホ. 現場環境改善及び地域連携に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p>			現場環境改善費率：i (%)		大都市(1)、(2) 市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$	5億円を超える場合	1.73	0.71
				イメージアップ費率：i (%)																								
		地 方 部	市 街 地																									
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費	5億円以下の場合	$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138} + 1.5$																									
	5億円を超える場合	0.69	2.19																									
		現場環境改善費率：i (%)																										
		大都市(1)、(2) 市街地	左記以外																									
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$																									
	5億円を超える場合	1.73	0.71																									

一部改定

積算基準〔1-一般土木〕第I編 総則（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成29年4月1日以降適用）																				
I-9-①-2	<p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴うイメージアップ費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p align="center">〔別表-1〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">計上費目</th> <th align="center">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化, 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）, 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）, 3. 避暑・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域とのコミュニケーション</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> </div>	計上費目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化, 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）, 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）, 3. 避暑・防寒対策	地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献	<p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p align="center">〔別表-1〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">計上費目</th> <th align="center">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善（仮設備関係）</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善（営繕関係）</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善（安全関係）</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> </div>	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減	現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善（安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容（率計上分）																					
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減																					
営繕関係	1. 現場事務所の快適化, 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）, 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）, 3. 避暑・防寒対策																					
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献																					
計上費目	実施する内容（率計上分）																					
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減																					
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
現場環境改善（安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策																					
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献																					

一部改定